

◎事前登録型本人通知制度について

【経過】

全国的に司法書士や行政書士等による戸籍謄本等が不正に取得されている状況が発覚し、身元調査や犯罪等に使用されている実態が明らかになったことを受け、その防止策として、本制度の導入について検討、実施が行われた。

【概要】

この制度は、戸籍謄本等の不正取得による個人の権利利益の侵害の抑止及び防止を図るために、事前に市役所に自分の名前を登録しておくことで、代理人又は第三者に証明発行した場合には、後日すみやかに市役所から登録者に通知をする制度です。

【目的】

住民票の写し等の不正請求を抑止及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止並びに防止を目的としています。

【通知対象】

本人通知の対象となるのは、住基法又は戸籍法の規定に基づき、住民票の写し等を第三者に交付した場合とする。

なお、「住民票の写し等」及び「第三者」とは、次のとおりとします。

① 「住民票の写し等」

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・住民票（除票を含む）の写し | } 本籍の記載のあるなしに関わらない |
| ・住民票記載事項証明書（除票を含む） | |
| ・戸籍の附票（除附票を含む）の写し | |
| ・戸籍（除籍を含む）の謄抄本 | |
| ・戸籍記載事項証明書（除籍を含む） | |

② 「第三者」

- ・住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等（前号イに掲げるものを除く。イにおいて同じ。）の交付を請求する者の代理人
- ・住基法第12条の3又は第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者
- ・戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等（前号アに掲げるものを除く。エにおいて同じ。）の交付を請求する者の代理人
- ・戸籍法第10条の2第1項又は第3項から第5項まで（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

※ なお、公用請求の場合、公務員法上の守秘義務や個人情報保護法令の遵守もとめられることから、対象外とします。

【通知対象外】

弁護士、司法書士等の特定事務受任者が、裁判・訴訟手続きや紛争処理手続き等密行性のある代理業務を理由にした請求については、本人通知の対象から除外します。

① 密行性の高い業務

- ・民事保全法による仮差押え又は仮処分に関する業務
- ・家事審判法、人事訴訟法等による仮差押え又は仮処分に関する業務
- ・民事執行法による財産開示手続申立に関する業務
- ・民事執行法による不動産競売申立に関する業務

② 秘密保持の必要がある業務

- ・遺言書作成に関する業務
- ・消滅時効に伴う抵当権抹消に関する業務
- ・DV等の支援を受けている者（被害者）が、DV等の加害者の住民票の写し等を取得する場合

③ 訴訟手続等の準備のための業務

- ・訴訟手続等の代理に関する業務
- ・土地の筆界に関する裁判外紛争解決手続の代理に関する業務

④ その他の業務

- ・筆界特定手続の代理に関する業務

【通知を行う相手方】

登録者本人（登録者本人以外には、家族であっても通知しない）

【通知の方法】

登録者本人に対して文書を郵送する

【通知内容】

交付年月日

交付証明書の種別	{	・住民票（除票を含む）の写し	} 本籍の記載のある
		・住民票記載事項証明書（除票を含む）	
		・戸籍の附票（除附票を含む）の写し	
		・戸籍（除籍を含む）の謄抄本	
		・戸籍記載事項証明書（除籍を含む）	

交付枚数

交付請求者の種別（代理人請求、第三者請求）

【登録期間】 3年間

（ア）設定しない場合

- ・登録期間満了日の管理が不要
- ・死亡、失踪宣告等がわからない場合がある。

例：住所・・・京都市に住民登録

本籍・・・亀岡市（亀岡市で事前登録型本人通知制度に登録）

その後、本籍を大阪市に転籍し、その後死亡した場合。

亀岡市では、その者の死亡は、申出等がなければわからない。

（イ）3年間の期限の場合

- ・登録期間満了日の管理が必要
- ・更新手続き及び手続の案内が必要
- ・更新手続きにより要綱の継承につながる

【他団体の状況】

実施団体

福知山市（実施時期：平成24年10月1日）

京丹後市（実施時期：平成24年10月15日）

宮津戸籍住民登録協議会（宮津市、伊根町、与謝野町）
（実施時期：平成25年4月1日）

舞鶴市（実施時期：平成25年5月1日）

綾部市（実施時期：平成25年5月15日）

南丹市・京丹波町（実施時期：平成25年9月1日予定）

【今後のスケジュール】

- ・ 7月中旬（16日頃予定）に要綱を告示
- ・ 亀岡市ホームページ、おしらせ版等に掲載
- ・ 平成25年9月1日 施行（受付開始）